

江府町規則第7号

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月1日

江府町長 白石祐治

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年江府町規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第14条の別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(22) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第14条の別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(22) 略</p> <p>2～3 略</p>

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和8年6月1日から施行する。